

1 議事日程（5日目）

〔平成17年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成17年12月19日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第80号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第2 議案第81号 市道路線の廃止について（建設経済常任委員会）
- 日程第3 議案第82号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第4 議案第95号 太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第96号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第6 議案第97号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第7 議案第98号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第8 議案第99号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第9 議案第100号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第10 議案第101号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第11 議案第102号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第12 議案第103号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第13 議案第104号 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第14 議案第105号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第15 議案第106号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第16 議案第107号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第17 議案第108号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について（各常任委員

会)

- 日程第18 議案第109号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第19 議案第110号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第2号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第20 議案第111号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第21 請願第4号 教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願(総務文教常任委員会)
- 日程第22 請願第5号 「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願(環境厚生常任委員会)
- 日程第23 請願第6号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書採択に関する請願(建設経済常任委員会)
- 日程第24 意見書第2号 教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書
- 日程第25 意見書第3号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書
- 日程第26 意見書第4号 議会制度改革の早期実現に関する意見書
- 日程第27 議員の派遣について
- 日程第28 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治

総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田譲
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	福祉課長	新納照文
用地課長	陶山清	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛
書記	花田敏浩
書記	満崎哲也

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第80号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について

議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第80号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 12月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第80号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について」は、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

本議案は、平成18年4月から市内2か所の公共施設の指定管理者を指定するという案です。本議案に提示されている史跡水辺公園の指定管理者候補者のシンコースポーツ株式会社の会社概要、受託管理施設実績が資料として配付されておりますが、スポーツ、文化施設の管理業務で全国展開されている企業であります。

委員から、3年にわたる指定期間1年毎の予算額は同一額で予算措置されるのか、それとも1年毎に見直しを行うかとの質疑が出され、それに対し、予算は3年間の債務負担で、収支は1年毎に報告を求められることになるとの回答がありました。その他、関連した質疑も行われました。

討論では、委員から、協定書作成の際には公共施設としての公平、公正な使い方をしよう協定書に明記し、コストの削減と市民のニーズにこたえられるような公共施設のあり方を検討していただきたいとの賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第80号については委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告が来ていますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番(山路一恵議員) 議案第80号につきましては、反対の立場から討論をいたします。

指定管理者制度に移行するに当たって、管理運営を株式会社などの営利法人に任せてしまうということについては、幾ら市民のニーズに合った運営が計画をされようが、行き着くところは営利しかないと思いますので、特にプールのように住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設は、それで公の施設の設置の概念やその意義などが守られるのかというところに私は疑問を感じています。住民の税金でつくられた施設を営利目的に活用させるということは、やはり認めがたいという考えがありますので、プールの管理運営先については賛成できません。

以上で討論を終わります。

議長(村山弘行議員) 次に、1番片井智鶴枝議員。

1番(片井智鶴枝議員) 議案第80号に対し、賛成の立場から討論いたします。

今回の指定管理者制度は、非効率的な公の施設の管理運営を改め、効率的な施設運営を目指すところに最大の目的がありますが、それは単なる経費節減や利用者の増加が図られればよいというものではありません。本来、公の施設の設置目的が住民の福祉の増進であり、このことが後退することがあってはなりません。市の責務を十分果たすように監督するようなことを要望いたしまして、協定締結に当たり次の3点について要望いたします。

1、管理料は管理期間の総額の債務負担行為ではなく、単年度ごとの予算額により年度協定で確定されること。2、施設の維持補修に関する費用負担を協定書に明確に織り込むこと。3、情報公開、個人情報保護の目的を指定管理者に十分に理解させ、適切な対応をされるよう協定書に明記すること。また、市の出資法人であるスポーツ振興財団が指定管理者に選定されておりますが、今後人的支援、財政的支援のあり方を根本的に見直し、財団法人が自立できることを前提といたしまして、そのあり方も今後見直していく必要があると思います。

以上を要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

議長(村山弘行議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長 (村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第80号は可決されました。

可決 賛成17名、反対2名 午前10時07分

~~~~~

日程第2と日程第3を一括上程

議長 ( 村山弘行議員 ) お諮りします。

日程第2、議案第81号「市道路線の廃止について」及び日程第3、議案第82号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) 異議なしと認めます。

したがって、日程第2及び日程第3を一括議題とします。

日程第2及び日程第3は建設経済常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[ 14番 佐伯修議員 登壇 ]

14番 ( 佐伯 修議員 ) 12月5日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第81号「市道路線の廃止について」及び議案第82号「市道路線の認定について」につきましては、12月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第81号「市道路線の廃止について」を報告いたします。

今回提案されました市道路線の廃止は、15路線が佐野土地区画整理区域で、2路線が通古賀土地区画整理の予定区域内で、合計17路線です。総延長は6,422.7mです。

大佐野字カヤノ457-1から大佐野ダムに至るカヤノ・野口線については、佐野土地区画整理事業により起点が変わるために一たん廃止し、次に報告する議案第82号で再度認定の提案がされています。道路法では、道路の起点、終点、重要な点が変わった場合廃止し、再度認定しなければならないことから行うとのことです。

次に、迎田・前田線ですが、佐野土地区画整理区域内と区域外の部分があり、区域内の部分が道路として供されなくなったために廃止するものです。区域外の部分については、幅員が4mに満たないために再認定はされませんが、今後も市道として供され、これまでどおり市が管理を行うということです。

他の路線については、佐野土地区画整理事業、御笠川の拡幅事業により廃止されるもので、問題はありませんでした。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第81号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号「市道路線の認定について」を報告いたします。

今回認定する路線は36路線で、そのうち29路線が佐野土地区画整理区域内の路線です。総延長は5,428.74mです。認定に当たりましては現地調査を行い、審査いたしました。

委員から、区画整理区域の道路幅員が6mに満たないところが見受けられるが、問題にならないのかとの質疑があり、工事誤差によりわずかに6mに満たない場合でも、基本的に6mで築造しているので、問題ないとの回答でした。

開発により帰属される整理番号3番の朝日線については、道路と側溝の間に段差があるなど築造状況が悪かったので、業者を指導することと、整理番号26番の大池横線については道路が行きどまりとなっているので、行きどまりの看板を立てることを要望しております。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第82号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第81号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第82号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第81号「市道路線の廃止について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号に対する建設経済常任委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第81号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第82号「市道路線の認定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第82号に対する建設経済常任委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第82号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分

~~~~~

日程第4 議案第95号 太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について

議長(村山弘行議員) 日程第4、議案第95号「太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 12月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第95号「太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について」は、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

本議案は、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指して市、市民、事業者等がそれぞれの役割を担い、密接な連携を保ちながら安全・安心のまちづくりを推進するために条例を制定するものとの説明がありました。

本議案に対する主な質疑と回答を報告します。

まず、太宰府市安全・安心のまちづくり連絡会議とは新しい組織なのかとの質疑に対して、新規の組織で行政機関の附属機関ではなく連絡会としての発足を考えており、暴力追放市民協議会や筑紫地区防犯協会等の委員も連絡会議のメンバーとして考えているとの回答がありました。

また、防犯アドバイザーの活用についての質疑に対しては、筑紫野警察署とも協議しながら今後検討していきたい。また、行政の対応窓口の一本化について、窓口調整は総務課で行い、対応は関係課で行いたい。その他条例で罰則を挿入していない理由はなぜかの質疑では、今回提案の条例はあくまで基本理念をうたったもので、これを実行していく上ではそれぞれ個別の条例の中で対応していきたいとの回答がありました。

審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第95号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対して質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これでは質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第95号に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時17分

~~~~~

日程第5 議案第96号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定について

議長(村山弘行議員) 日程第5、議案第96号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番(福廣和美議員) 12月5日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第96号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定について」につきましては、12月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

審査に当たりましては、国の男女共同参画社会基本法の条文、それから第24条からの苦情処理の手順について図式化されたものを審査資料として執行部から提出を受け、まず条例案作成までの経緯、条例案作成に当たったポイント、そして条文部分については項目が多いため各章ごとに区切り補足説明を受け、質疑を行いました。

本条例案作成までの経緯ですが、平成11年6月、国において男女共同参画社会基本法が制定され、その第9条に男女共同参画社会の形成を促進する取り組みや、国はもとより地方公共団体の責務ということがうたわれていることを受け、市長は昨年3月22日に男女共同参画社会の実現に向けた条例に盛り込む事項について男女共同参画審議会に諮問し、昨年12月20日に条例案ということで答申を受け、その内容を市内部でたび重なる協議を行い、今回条例案として提出されております。

また、条例案作成のポイントとして審議会の条例案を尊重したこと、国の基本法、地方自治

法の趣旨を十分踏まえたこと、市の施策措置に対する苦情処理や性差別等に対する人権侵害から被害者を救済するための推進委員を附属機関として設置したこと、条文には外来語を使用しないこと、以上4つの点を踏まえ、本市における男女共同参画推進の基本的な考え方や仕組みを定めた総合的な条例案として作成されたとのことでした。

なお、男女共同参画に関する条例について、福岡県内においては現在17市町村で制定されているとのことでした。

引き続き、前文及び第1章、総則の第1条から第7条までの説明を受けました。説明後の質疑と回答についてであります。まず前文について、「個性と能力を發揮できる社会」とうたったがゆえに個性と能力を發揮できない方が出てくる心配はないかとの質疑に対し、男女それぞれの個々が持つ個性や能力が發揮できるような社会を全体でつくっていかうということが国の基本法が目指しているという基本法の前文を踏まえ、本市全体でもそれを目指していくことが本条例のポイントになっており、前文に含めたとの回答でした。

それから、第4条の第5項の市の責務として、「市は男女共同参画社会の形成の促進に関して必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない」という部分について、苦情処理の対応として最初の相談を受けた際、担当課の職員ではなく相談専門員を置く考えがあるのか。相談内容にはプライバシーの問題があるため、別に相談室を設置する考えはあるのか、相談内容によっては裁判となる場合も考えられるが、相談者が生活困窮者の場合はその費用についての資金補助等の考えはあるのかということについて確認しました。

回答としては、受付窓口での対応は現在の人権同和政策課の職員で行い、現段階で専門員を置くことは考えていないとのこと。相談室については市にある会議室を活用することを含め、来年4月1日までに検討すること。裁判費用等の補助については現段階での考えはないとのことでした。

これらを受け、より実効性のある条例となるためにも、これらの点については今後検討していただくよう要望をいたしました。

第6条の事業者の責務では、答申に含まれていた「事業者からの報告」が削除されているが、事業者から状況の報告を求める考えはないかとの質疑に対しては、事業者にとって威圧的にとられることが考えられるため、第1項から第3項の部分を推進していくことで啓発していきたいとのことでした。

第7条では、性別による差別的取り扱いの禁止をうたっている第1項中にある「性別を理由とする差別的取り扱いをしてはならない」という部分の「差別的取り扱い」という文言が余りにも性差別にこだわり過ぎていると思うので、削除または変更する考えがないかとの質疑に対しては、現実的にドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントといった性差別が頻繁に起こっており、性差別の禁止が男女平等の中でも一番の重要な柱であるため、条文に含めることについて理解いただきたいとの回答でした。

以上が第1章の第7条までの主な内容です。

次に、第8条からの第2章男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策ですが、第8条の第1項3行目からの「男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画を定めなければならない」とある部分について、本市では既に平成15年3月に策定している男女共同参画プランを国と同様5年ごとに見直すこと、また第15条にあります「市長は毎年実施計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする」となっていることから、男女共同参画プランに基づいた進捗状況について、各課からのヒアリングを受け、その進捗状況を確認し、年次報告として報告書を作成する考えであることを確認いたしました。

それから、答申に含まれていた「市民の活動拠点」という部分が削除されているが、市民の活動の拠点としてどこを考えているのかとの質疑に対しては、当初女性センタールミナスを考えていたが、「働く婦人の家」という部分の目的外使用となるということを県において確認したため、当分の間人権同和政策課内にあるという考えで進めていくとのことでした。

以上が第2章の第15条までにおける主な内容です。

次に、第16条から第3章太宰府市男女共同参画推進委員の設置の部分ですが、第16条の部分で非常勤特別職である推進委員は常勤ではないこと、また報酬は他の附属機関の委員と同様1回5,500円、費用弁償については市外が2,200円、市内が1,600円ということを確認しました。

その他、第23条までの第3章については質疑はありませんでした。

次に、第24条から第4章苦情及び救済の申し出の処理ですが、第24条第1項に規定する市が実施する施策等についての苦情の申し出及び第24条第2項に規定する市からの人権侵害の救済の申し出と市民または事業者等からの人権侵害の救済の申し出の処理手続についてわかりやすく図式化した資料に基づき説明を受けました。

質疑においては、市民または事業者等からの人権侵害の救済の申し出の中で、市民または事業者等が調査協力しなかった場合、推進委員は市長に対し公表するよう意見具申をすることになるのかということについて説明を求めたところ、第26条第3項に「市民及び事業者等は第1項に規定する調査に協力するよう努めなければならない」と規定しているとおり、調査の協力は求めるが、強制権はなく、また公表することまでは考えていない。ただし、そのような場合は3人の推進委員の合議でしていただき、市長に意見を聞くなどして対処方法を考えていくことになるのではないかと回答でしたので、施行日までに具体的な対処方法を考えていただきたいとの要望がありました。

また、第1章の第4条第5号でも類似する質疑がありましたが、最初に相談を受け付ける方はそれなりの資格を持った方に担っていただくことが望ましいのではと思うが、市の職員が受け付けるのであれば資格の取得や特別な講習を受講する等の考えはないのかとの質疑に対しては、その部分については推進委員に担っていただくよう考えており、職員は申し出書の受理や推進委員への通知を行うことのみで、受付において内容の精査をすることまでは考えていないという回答でした。

このことについては、相談内容を文書であらわすようなことでない場合も考えられ、また最初の苦情相談からの手順を含め回答を求めたところ、申し出書をチェック方式等でできるだけ簡単なものとし、苦情の申し出についてはマニュアルを含めた規則を施行日までに作成していくことを確認しました。

それから、これも第4条第5号の部分で質疑がありましたが、苦情処理の相談を受ける以上、調査の結果裁判となることも十分考えられるが、その場合の財政的な支援を考えないと推進委員を設置する意味がなくなり、何らかの措置を考えなければいけないのではないかとの質疑に対し、今後の課題として検討していくとの回答でした。

以上が第4章第33号までの主な内容でした。

最後の第5章の雑則第33条については説明、質疑はありませんでしたが、附則にありますようこの条例は平成18年4月1日から施行されます。

本条例案の条項についての説明と質疑を終わり、最後に条例全体についての質疑を受け、3名の委員から質疑、意見、要望がありました。

まず、推進委員の委嘱について、知識が豊富な方はいても本当に人格にすぐれた方がいらっしやるのだろうかという心配がある。どのような方を選任するかということについて回答を求めたところ、本条例で一番のかぎを握っているのが推進委員の設置であり、本市の男女共同参画社会のさらなる推進のためには必要なことである。本条例の趣旨に沿った社会的人望の厚い方をお願いし、3人以内でスタートできるよう努力するとの回答でした。

次に、4月から本条例が施行され、本市の男女共同参画が実現していくような動きは理解できる。しかし、議案審査の中でも幾つか指摘された部分についての取り扱いがマニュアル化されていない状況で本条例が施行されることについて本当に大丈夫なのか疑問である。また、独立した推進委員が設置されるが、大事なことは市の主体性であると思うが、それが感じられない。もっと実践的な条例が提案されるのかと期待していたが、本当に本市の男女共同参画が推進されるのかが心配であるとの意見がありました。

最後に、第7条について性別を理由とする差別的取り扱いをしてはならないという文言について、今後改正等検討されるという場合は性差別的な文言をできるだけ和らげていただき、男女共同参画社会づくりを目指していただきたい旨の要望がありました。

質疑を終わり、討論では、条例制定後は市が主体性を持って部内でも大いに研究していただき、より実効性の高い条例となるよう要望を加えた賛成討論、推進委員制度を設けることでスピードは緩やかであっても間違いなく男女共同参画社会を推進できると考える。また、委員会審査の前に各委員宅に圧力ともとられるような電話があった。市においてもこういう圧力に屈することなくこの条例を実行していただきたいとの要望を加えた賛成討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第96号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 議案第96号「太宰府市男女共同参画条例案」につきまして、反対の立場で討論いたします。

まず最初に、今委員長から報告がありましたが、いろんな圧力というところで少し気になりますのは、いろんな場面におきまして相手方をかたるといふことでそういう不快な、夜に電話をかけた、ファクスを送りつけたりするようなことがあると聞いております。それらのことがなかったのかどうか、そういうことが影響がなかったのか、まず心配であります。

男女共同参画社会の実現に向け、来年度から5年間の政府の指針となる第2次男女共同参画基本計画案の全容が、先週の金曜日15日にわかりました。政府は、今月末の閣議決定を目指し与党との協議を進めています。

第1次基本計画が教育現場で混乱を招いたとして、政府はジェンダーに絡む表記を大幅に修正、行き過ぎたジェンダーフリー教育に歯どめをかける内容に修正していく方針とのことです。

再三指摘してまいりましたが、本市の男女共同参画プランはこのジェンダーフリーをもとにつくられており、審議会の議論も、本条例案も、女性の強制的優位主義であるフェミニズムを土台にしています。9月定例会一般質問では、国の動向を見ながらとのご答弁でしたが、本条例案を提案の時点では国を取り巻く状況は何の変わりもなく、突如機が熟したと主張される理由がわかりません。

次に、本条例案の内容についてですが、まず人権侵害の意味があいまいで、多様な解釈が可能であり、推進委員が人権侵害であると言えだれも逆らえない恐ろしさがあります。

また、市は条例中の多くの文言で明確な説明をされておらず、例えば差別的取り扱いについて常任委員会ではわかりきったことで審議会では議論はいたしておりませんと答弁されていますが、この部分を明らかにせず、第16条以下の推進委員制度を盛り込むことは理解に苦しみます。

次に、第24条第2項についてですが、私人間の争いは第三者からは理解が難しく、暴力を伴うなど緊急の場合を除いてできるだけ介入すべきではなく、既に各種の公共相談窓口があり、それらを有効に活用すべきであると考えます。

また、勧告、報告、発表などの処分がなされた後、委員会の判断が誤り、または恣意的であるとわかった場合、人権侵害を行ったとされた市民または事業者の名誉の回復や逸失利益の賠償はどうするのかとの問いに合議制でミスを防ぐ旨の回答がありましたが、裁判でも上級審で判決がひっくり返ることがたびたびあり、民間公募の3名の合議で完璧を求めるのは無理ではないでしょうか。

また、仮に16条に言う人権侵害があったとして、勧告、報告、発表などの一連の処分の結果、家庭崩壊や自殺、事業者においては信用の失墜による不渡り、倒産なども考えられますが、ここまで重い責任を推進委員、ひいては本市が背負うことには疑問があります。

いずれにせよ、処分に納得のいかない市民または事業者は、民事、刑事の裁判を起こすこととなると思いますが、市や委員会が裁判の被告となることまで想定した議論は行ったのか、また裁判に耐え得る財政措置は考えているのかとの質問には明確な回答がありませんでした。審議会や市の担当者が金科玉条のように主張する衆参両院の附帯決議はあくまで基本法に付随するものであり、その先に出るものではありません。基本法は市町村には基本計画の制定を努力目標としているのみであります。

最後に、この条例案を我々が目にしてから1か月もたっていません。当然、ほとんどの市民が知らない中で多くの責務をその市民や事業者に負わせる本条例案が制定されようとしていることに憂慮の念を禁じ得ません。市民生活に直接大きな影響を及ぼす本条例に関しましては拙速を避け、広く市民の意見を聞きながら議論を深めていくべきで、せめて継続審査が望ましいと考えております。

以上の理由から本条例案には反対であります。

議長（村山弘行議員） 次に、10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 本条例制定について賛成の立場で申し上げます。

本来、3月議会に上程される予定を慎重に扱うべくおよそ1年間かけて検討された本案は、その間2団体からの請願や3,500人余の署名等があり、市民の大きな反響を受け、審査付託された私ども環境厚生委員会でも2か所の先進地視察を実施し、今回の委員会でも慎重審議をいたしました。その審議過程において今回新たな問題が提起されました。日本のあちこちからこのだれかわからないメールやファクスによる圧力的な文言や、絶対あってはならない個人の人権にかかわる問題まで書き込まれたことです。今後のこうした卑劣な行為を排除するためにも、一議員として固い決意で対処する存念であります。

ただ、今回の委員会でも出された種々の問題提起に対して今後市当局が主体性を持ってより実効性の高いものにしていただきますように、また教育の場で趣旨の曲解を招くことのないよう十分に留意されますよう要望して私の賛成討論といたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 私は、太宰府市男女共同参画推進条例の本議会での制定について反対の

立場で討論をさせていただきます。

本条例案は、昨年12月20日に太宰府市男女共同参画審議会から条例案として答申されたものを約1年ほどかけて一部修正、削除を行うなど、市の執行部も慎重に審議を重ねられ、今回市の条例案として提案をされております。また、所管の環境厚生常任委員会においても慎重に審議をされまして結論を出されております。

会派新風におきまして、この結果について慎重に検討をいたしました。この件につきましては、次の2点の理由にて本議会での条例の制定を見送り、継続審議が望ましいのではという結論であります。

まず第1に、この条例案を議員に提示されましたのは、本議会の開会1週間前でありました。市の執行部は審議会から答申されました原案を1年近くも慎重審議をされました。このような重要な案件を私は議員としてこの短期間で結論を出すことはいかなるものかと疑問を感じます。議員間でももう少し十分に検討する期間があってもよかったのではないかと感じております。

次に、さきの6月議会での一般質問に対する市民部長の答弁で、内閣府が新男女共同参画基本計画を年度内に閣議決定する、その動向を見ながら本市の男女共同参画推進の条例に対応すると述べられております。

先日、猪口担当大臣が男女共同参画基本計画の改正を今年度内に行うと述べておられるのが新聞記事に載っておりました。国が改正を行うと言っている状況のもとで、今本市が男女共同参画推進条例を制定するのは適切であるのか疑問を抱いております。このような理由にて、本12月議会での本条例の制定には賛成いたしかねますので、反対をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 私は、賛成の立場から討論をいたします。

昨年12月に審議会の答申が出されまして1年、ようやく条例案が提案をされました。内容を見まして、十分に練られたということは理解できましたけれども、委員会の質疑を通して推進委員の体制についてまだ不十分な点があると感じましたので、一つ要望をしておきたいと思っております。

推進委員という苦情や相談を受け付ける第三者機関が設けられたことについては大変評価しておりますが、相談の申し出先が今のところ市の担当課で職員が受け付けるということでした。

先月、委員会視察で先進地である越前市と豊中市の方に行かせていただきましたが、そこで思ったのは窓口の重要性です。両市とも専門の資格を有した相談員が配置をされておりました。あくまでも中立な立場で、なおかつ2次的な被害を生み出さないためにということでした。例えば市の窓口でひどく傷つくことを言われたと。そういう人が、同じ役所内の相談窓口に行けるのかと考えたときに、やはりまた同じ目に遭うのではというふうな感じで行けない方

も出てくると思うんですね。また、市役所内や関連施設で働く方々にとっても市の職員が受け付けるといえるのでは言いにくいことも出てくると思います。そういったことや、あと障害者あるいは外国の方など様々な視点から考慮し、だれもが相談をしやすい窓口、それから相談方法というのをこれから十分ご検討くださるよう要望をいたします。

それと、条例推進に当たっては行政内部の連携と研修が必要であるということも感じました。豊中市の苦情処理事案検討委員会検討会が出されている報告書にも運用について特に配慮する点の一つに次のような記述がありました。苦情処理委員会制度に携わる者、苦情処理委員、専門調査員、事務局職員は、申し出に適切に対応するため研修を受ける必要がある。また、申し出事案の総合的な解決のためには行政内部の連携が不可欠であり、それが題目だけに終わらないように例えば共同の研修等で相互の理解、向上に努めることとありました。

また、越前市の方でも男女共同参画推進は、まず市役所内部からということで、職員の意識改革がまず先行して行われておりました。今後は、その点をさらに深めていただきまして、条例制定を機にさらに市の男女共同参画プランが推進されることを期待いたしまして討論といたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号に対する環境厚生常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成15名、反対4名 午前10時50分

~~~~~

日程第6から日程第13まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第6、議案第97号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から日程第13、議案第104号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第13までを一括議題といたします。

日程第6から日程第13までは総務文教常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 12月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第97号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から議案第104号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」までは12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を一括して報告いたします。

議案第97号はNPO法人やボランティアの人材育成、市民公益活動の活性化を目的とした公の施設としての太宰府市NPOボランティア支援センターの設置及び公共施設の減免規定の見直しに伴い条例の一部を改正する条例案で、議案第98号から議案第104号については公共施設における減免規定の見直しに伴い条例の一部を改正する条例案です。

それでは、議案第97号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」報告します。

主な質疑として、これまでボランティア促進会へは市から補助金を出していたが、今後NPO法人の認証を受けた後の太宰府市NPOボランティア支援センターへはどのような形になるのかとの質疑に対しては、今後委託料として考えているとの回答がありました。

また、減免の見直し部分で市長が認める特別な理由とはとの質疑に対しては、災害等の非常事態、想定外の事態が起きた場合であるとの回答がありました。

他の団体が使用申請を行う際、チーム内に身体障害者等がいる場合の使用料はどうなるのか、どの範囲を半額とするのかとの質疑については、過半数、大多数障害者の方がいる場合、減免を認めていくとの回答があり、また取り扱いに統一性を持たせる意味からも総務部長名で通知を出すとのことでした。

審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第97号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第98号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」、議案第99号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」、議案第100号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」につきましては、いずれもそれぞれの施設の利用に関する質疑が中心になり、今回の条例の一部改正に関する質疑はありませんでした。

また、討論もなく、採決の結果、議案第98号、議案第99号、議案第100号についてはいずれも委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第101号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案については、委員から、小学校のPTA対抗バレーボール大会で使用する場合も減免の対象にならないのかという質疑があり、減免の対象にならないとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第101号については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第102号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案については、委員からの質疑の中で教育課程における学校行事や活動、PTA活動の際の使用料はどうなるのかという質疑に対して、学校行事として行われるものは当然減免の対象とし、PTA活動についてはそのPTA活動が学校行事のために行われるものについては減免となるが、その活動が余裕教室等を使ってPTAが主催して行われるような場合については減免の対象にならないとの回答でした。

またさらに、減免措置についてもっと幅を持って対応すべきであり、学校が主催、共催としてかかわって行われるものに対しては減免対象ととらえてよいかとの質疑に対しては、減免の対象になるとの回答でした。

さらに、行政区の行事として使用する場合について尋ねると、行政区に対しては年2回分程度の活動に対して補助を行っており、活動の際学校施設を使用される場合は使用料が発生するとの回答でした。

討論もなく、採決の結果、議案第102号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第103号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案については、委員からさしたる質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第104号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案については、委員からの質疑で減免される特別な理由とはどういうものが再度確認があり、中央公民館が災害時の避難場所となっている関係で、災害時の利用がこの減免される特別な理由に当たるとの回答でした。

また、市の補助団体が使用する場合について市からの補助金を受けている、受けていないにかかわらず、使用料を支払うことになるとのことでした。

討論はなく、採決の結果、議案第104号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第97号から議案第104号までの報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第97号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第98号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第99号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第100号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第101号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第102号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第103号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第104号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第97号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告が 있습니다ので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今、私委員長報告をさせていただきましたが、本当に減免がなくなるということは大変な問題です。それで、この問題については9月議会でも大変な論議になり、今議会でも一般質問も各委員から出されておりましたが、社会教育団体や文化団体、この方たちがやはりその都度使用料も払わなきゃなりませんし、また小学生、中学生の子どもたちがスポーツをやりたいといってもその都度金額、使用料を払わなきゃなりません。そういう状況の中で減免条例が可決をしますが、近隣の自治体と比べて太宰府はこういう負担が強まるということで議会や行政にも相当今後意見が出されるんじゃないでしょうか。

本来、公共施設というのは利用率、利益を得るものじゃないと思っております。たくさんの方が使用していただき、経済効果というか、利用率を上げるというのが本来行政の責任であります。今回、財政が大変厳しいという形で公共施設の減免制度を廃止しましたが、この廃止をしたからといって収入はそんなに大きな金額が入ってくるわけでもありませんし、早急にやはりこれをもとに戻すように行政側に要望をしておきたいし、また議会としてもこういう文化団体や社会教育団体、子どもたちのために議会も修正案も出せますし、こういう見直しについての要求もできますし、当面はこういう財政状況ということで減免制度が条例化されましたが、

私は早くもとに戻すように議会も行政も一体となって進めるようお願いをして賛成をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第97号に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時03分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第98号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第98号に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時04分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第99号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第99号に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時04分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第100号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第100号に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時05分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第101号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第101号に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時05分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第102号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第102号に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時06分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第103号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第103号に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時06分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第104号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第104号に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時07分

議長（村山弘行議員） ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

~~~~~

再開 午前11時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第14と日程第15を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第14、議案第105号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」及び日程第15、議案第106号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第14及び日程第15を一括議題とします。

日程第14及び日程第15は建設経済常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番(佐伯 修議員) 12月5日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第105号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」及び議案第106号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」につきましては、12月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告申し上げます。

この2つの議案はどちらとも施設使用料の減免規定の見直しに伴い条例の一部を改正する条例案です。

まず、議案第105号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」を報告いたします。

委員から、今回追加される第6条第3項条文中の「市長は特別の理由があると認めるとき」の取り扱いについて何か規則をつくる考えがあるのかとの質疑があり、これに対し、規則はつくりませんが個別に一回一回特別決裁により対応するとの回答がありました。

また、執行部からの説明で、「市長は特別の理由があると認めるとき」とは災害等があった場合に緊急やむを得ないと総合的に判断したときにこの条文を適用するということを確認しております。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第105号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第106号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を報告します。

本議案に対してはさしたる質疑はなく、討論はなく、採決の結果、議案第106号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第105号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（村山弘行議員） 次に、議案第106号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第105号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第105号に対する建設経済常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時24分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第106号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第106号に対する建設経済常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時25分

~~~~~

日程第16 議案第107号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第16、議案第107号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 12月5日の本会議において環境厚生常任委員会に付託されました議案第107号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」につきまして、12月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

審査に当たりましては、新旧対照表に沿って補足説明を受けました。

それでは、本条例の改正内容について報告いたします。

まず、条例第1条の設置目的ですが、「総合的に行うことを目的として」を「総合的に行い、もって男女共同参画社会の形成を図ることを目的として」に改められています。また、第3条の事業ですが、第1項第5号に「男女共同参画社会の形成に関する事業」が追加されます。これらを改正する理由は、女性センタールミナスの設置目的及び事業の中に男女共同参画社会の形成に関する文言を加えることによってさらなる事業目的を発展させるためとのことです。

次に、第3条の第5号中の「女性労働者及び勤労者家庭の主婦」を第6号として「その他勤労者等の福祉を増進するために必要な事業」と改正されます。この理由は、女性労働者及び勤労者家庭の主婦のみではなく、利用者はすべての利用者が含まれ、また男性も含んでいることから勤労者等に改めるとのことです。

それから、第9条の使用料ですが、これは施設の使用料減免について市内の施設すべてにわたって障害者、小・中学生を除いては原則的に減免廃止と改正されることから、女性センタールミナスについても使用料の減免が改正されます。

以上が今回改正される主な内容です。

本議案について、委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第107号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第107号に対する環境厚生常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のお

り原案可決することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時29分

~~~~~

日程第17 議案第108号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について
議長(村山弘行議員) 日程第17、議案第108号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託していただきましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 12月5日の本会議において各委員会に分割審査付託されました議案第108号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」の総務文教常任委員会所管分については、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から項目ごとに説明を受け、審査を行いましたので、その主な審査内容と結果を報告します。

まず、歳出の主なものとしたしましては、10款2項1目小学校管理運営費、来年度水城西小学校、国分小学校がクラス増の見込みであることから、それぞれ必要な消耗品、備品購入費用、施設整備関係費として教室を普通教室に戻すための工事費用が計上されております。

歳入の主なものにつきましては、昨年度まで国庫補助金で交付されておりました要・準要保護児童生徒にかかわる事業費補助金が、今年度から準要保護児童生徒について税源移譲交付金で交付されることになったため、要・準要保護児童就学援助費補助金と要・準要保護生徒就学援助費補助金が減額補正されております。

地方債補正として減税補てん債7,770万円が、1億280万円ということで変更になっております。

審査を終え、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第108号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 12月5日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第108号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分につきましては、12月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしては7款商工費で、太宰府館に観光案内所分所を新設するとの理由で工事請負費247万円、8款土木費で南隣保館から観世音寺・二日市線に通じる道路等の用地取得費として2,587万1千円、地区道路整備関係費用については実施計画にあわせて予算計上していたが、本年度設置予定の照明、植栽、道路築造が減ったことに伴い15,000万円の減額、通古賀土地区画整理事業の予定区域内を縦断する関屋・正尻線の用地取得費として1億1,500万円などが計上されております。

歳入については、歳出財源としての国庫負担金、補助金、繰入金、市債などがそれぞれ減額と増額の補正がされております。

第2表の繰越明許費については、大谷川と御笠川にかかる橋梁の設置費です。

第3表の債務負担行為補正は、太宰府館の管理運営業務を他の施設に足並みを合わせて債務負担にするとのことです。

また、第4表の地方債補正は、歳入の21款市債の道路橋梁事業債で補正した分の追加です。

審査において、太宰府館に観光案内所分所を設置することについて、委員から、太宰府館は観光案内することが一つの目的として建てられていることから、わざわざ太宰府館の中に観光案内所分所を設置する必要はないのではないかとの質疑がありました。

これに対し、現在は観光協会に観光案内業務を任せきりというような形になっていることから、今後は西鉄と市と観光協会の3団体が一体となって総合的な案内をやるとういうのが今回の大枠の目的であるとの回答がありました。

また、関連で国立博物館が開館し、多くの観光客が見えられておりますが、天満宮と国立博物館との位置関係がわからないという観光客の声を聞くので、わかりやすい案内板を設置してはどうかとの意見が出されました。

これに対し、現在西鉄太宰府駅の前に絵で参道、天満宮、国立博物館一帯がわかるような地図の看板の設置を検討している。また、予算については現在持っている予算で対応できるとの説明がありました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第108号の建設経済常任委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これでは建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

[17番 福廣和美議員 登壇]

17番(福廣和美議員) 12月5日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第108号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」の当委員会所管分につきましては、12月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出において住民基本台帳関係費の電算委託料の増13万7千円、身体障害者ホームヘルプサービス支援費の増749万5千円、知的障害者施設訓練等支援費の増800万円、母子生活支援施設関係費の減533万9千円、都府楼保育所民間移譲に伴う保育所民営化引継補助金145万2千円、老人保健特別会計繰出金の増4,725万4千円、両筑衛生施設組合負担金の減864万6千円、幼稚園就園奨励費補助金の減775万1千円が補正されております。

なお、歳入についてはほとんどが歳出に伴う補正となっており、また新たに平成18年度から平成36年度までの債務負担行為として両筑衛生施設組合し尿処理施設整備事業債負担金が、限度額701万1千円で計上されております。

質疑において、3款2項の乳幼児健康支援一時預かり事業関係費の部分で、一時預かりの利用状況について事前に登録されている方は11月末で64名、入所者総数は19名であること、この事業の周知の方法として各公共施設や各学校、幼稚園、保育園、学童保育所に説明し、利用案内の文書を置き、事業の周知を行っているということを確認いたしました。

質疑を終わり、討論において3款民生費、2項児童福祉費の私立保育所管理運営費に今回保育所民営化引継補助金が計上されている。保育所の民営化には反対してきたが、今回の補正に反対するわけではない。しかし、子どもたちや保護者の気持ちに十分配慮をしていただき、ならし保育をスムーズに移行していただくようとの要望を加えた賛成討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、委員全員一致で議案第108号の当委員会所管分につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（村山弘行議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 委員会でも討論をしておりましたので、改めて討論をいたします。

保育所の民営化引継補助金が今回計上されておりました。保育所の民営化については、これまで公立保育所は地域に責任を持つ行政機関として存続をさせるべきで、成長過程で人格形成に重要な時期である保育の場を市場化の波にさらすことは認められないとして反対をしてきましたけれども、その立場は今も変わりませんが、4月からの移譲は既に決定し、保護者の方々との協議も十分に行われているということで、今回計上されている補正分については反対しませんけれども、引き続き保護者にも十分な情報を開示して納得のいく形で引き継ぎが行われることを再度要望いたしまして、賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第108号に対する各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時43分

~~~~~

日程第18から日程第20まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第18、議案第109号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」から日程第20、議案第111号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18から日程第20までを一括議題とします。

日程第18から日程第20までは環境厚生常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 12月5日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第109号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」から議案第111号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」までにつきましては、12月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第109号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億8,822万7千円の追加補正がなされており、その主な内容は療養費の増に伴うものです。

委員会の質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第109号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第110号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について」報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6億7,048万9千円の追加補正がなされており、その主な内容は予算額に対して不足する医療費増に伴うものです。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第110号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第111号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,803万8千円の追加補正がなされており、その主な内容は国、県の介護給付費の負担金精算返還金の増と高額介護サービス費の増に伴うものです。

委員からの質疑はなく、討論において来年4月からの介護保険法の改正に伴うものが含まれているようであるため、今回の補正に反対するとの反対討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、大多数で議案第111号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第109号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第110号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第111号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第109号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第109号に対する環境厚生常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時48分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第110号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第110号に対する環境厚生常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時49分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第111号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 委員長の報告でも言っていただきましたけれども、今回の補正には来年の4月から法改正がされる制度のシステム改修にかかわる変更などの補正が含まれておりますので、介護保険制度の法改正の内容について反対していることから補正についても反対をいたします。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第111号に対する環境厚生常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

( 大多数起立 )

議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時50分

~~~~~

日程第21 請願第4号 教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願

議長(村山弘行議員) 日程第21、請願第4号「教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願」を議題とします。

請願第4号は総務文教常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 請願第4号「教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願」については、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、審査内容と結果を報告します。

この請願については、9月議会で審議し、継続審査となっております。来年度の政府に対し、教育予算計上の意見書を上げていただく内容の請願であり、委員長として各委員に意見を求めましたが、意見はなく、討論もありませんでした。直ちに採決を行い、採決の結果、請願第4号は委員大多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり採択とする

ことに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長 (村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、請願第 4 号は採択とすることに決定しました。

採択 賛成 15 名、反対 4 名 午前 11 時 52 分

~~~~~

日程第 22 請願第 5 号 「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について  
国に意見書提出をお願いする請願

議長 ( 村山弘行議員 ) 日程第 22、請願第 5 号「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金  
制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願」を議題とします。

請願第 5 号は環境厚生常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めま  
す。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

[ 17 番 福廣和美議員 登壇 ]

17 番 ( 福廣和美議員 ) 12 月 5 日の本会議で環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第  
5 号「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国に意見書提出をお  
願いする請願」につきましては、12 月 9 日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたし  
ましたので、その内容と結果を報告いたします。

本請願につきましては、内容についてもう少し研究する期間が必要であり、継続審査すべき  
ではないかとの意見が出されたため請願を継続審査とすることで採決を行いました。

その結果、全員一致で請願第 5 号については継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 ( 村山弘行議員 ) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第 5 号に対する環境厚生常任委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審  
査とすることに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、請願第 5 号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対 0 名 午前11時54分

~~~~~

日程第 2 3 請願第 6 号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、B S E の万全な対策を求
める」意見書採択に関する請願

議長 (村山弘行議員) 日程第23、請願第 6 号「「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、B S
E の万全な対策を求める」意見書採択に関する請願」を議題とします。

請願第 6 号は建設経済常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めま
す。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[14 番 佐伯修議員 登壇]

1 4 番 (佐伯 修議員) 12 月 5 日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました
請願第 6 号「「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、B S E の万全な対策を求める」意見書
採択に関する請願」につきましては、12 月 8 日委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いた
しましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

本請願に対する意見を委員に求めたところ、委員から、米国産牛肉の輸入再開については安
全面や米国における検査体制について、食品安全委員会において非常に懸念される発言が多く
あるようだとの意見や、輸入反対ということであれば異論も出てくるが、対策をしっかりと講
じてもらいたいという内容の意見書を政府に出してもらいたいとの請願だからよろしいのでは
などの意見が出されました。

協議を終え、討論はなく、採決の結果、請願第 6 号については全員一致で採択すべきものと
決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 (村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第6号に対する建設経済常任委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、請願第6号は採択することに決定しました。

採択 賛成19名、反対0名 午前11時57分

~~~~~

日程第24 意見書第2号 教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書

議長(村山弘行議員) 日程第24、意見書第2号「教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番渡邊美穂議員。

[8番 渡邊美穂議員 登壇]

8番(渡邊美穂議員) この意見書の案文をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

今、学校教育はいじめ、不登校、中退、学級崩壊など深刻な状況にあり、学校の再生が緊急の課題となっています。これまで日本の教育は一定の知識を効率よく教えるには適したシステムでしたが、今は一人ひとりの個に応じた多様な学習の展開による創造的な学力が求められています。

政府は、2005年度予算では暫定措置として4,250億円が義務教育費国庫負担金から削減されました。義務教育に関して予算が削減された場合、地方自治体の財政力により教育水準に格差が生じるなど、義務教育の円滑な推進に重大な支障をもたらすことは必至です。したがって、本議会は政府に対し全国的な教育水準の維持、向上に努めるとともに、地方に対し負担転嫁をしないよう強く要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

以上です。

議長(村山弘行議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成15名、反対4名 午後0時00分

~~~~~

日程第25 意見書第3号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を
求める」意見書

議長（村山弘行議員） 日程第25、意見書第3号「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

7番不老光幸議員。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

7番（不老光幸議員） さきの請願第6号で建設経済常任委員長が報告しまして、採択されましたので、意見書の提案をいたします。

意見書の内容を朗読させていただきます、説明にかえさせていただきます。

「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書。

国内でBSE（牛海綿状脳症）感染症が確認されて以来、政府はと蓄されるすべての牛の検査及び特定部位の除去、飼料規制の徹底を行い、牛肉に対する信頼回復に努めてきました。また、2003年にアメリカでBSEの発生が確認されてからはアメリカ産の牛肉及び牛肉加工品等の輸入を禁止してきました。ところが、政府は20か月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外する新基準を適用し、さらに今アメリカ産牛肉の輸入再開に向けた動きを進めています。

しかし、アメリカでは6月に2頭目が発生し、その後も疑わしい事案が出ており、アメリカでの検査体制の不備が明らかになっています。BSEは、その発生原因も科学的に十分解明されておらず、特にアメリカ産牛肉は検査体制や特定危険部位の除去、飼料規制、生産、流通履歴が不明確であるなど、多くの問題があります。こうした中で、アメリカ産牛肉の輸入を再開することは、「食」に対する安全を脅かし、消費者の不安を増大させるものであると言わざるを得ません。

よって、国民の生命の安全と安心とBSE問題への万全な対策を政府に求め、政府に対し次の事項の実現を強く求めるものです。

1、アメリカ産牛肉に対するBSE対策については、問題点が解消されない以上、拙速な輸入再開を行わないこと。

2、国内において特定危険部位の除去に関する監視体制の構築や検査技術の開発などを一層進めること。また、各自治体で行う全頭検査に対して財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出者は村山弘行議長でございます。提出先は内閣総理大臣小泉純一郎様、厚生労働大臣川崎二郎様、農林水産大臣中川昭一様、食品安全担当大臣松田岩夫様でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） この意見書には賛成をしますが、この項目の1項目、拙速な輸入再開を行わないことになっておりますが、もう再開が決定されて1週間後にどんどん入ってきているという問題がありますが、この1項目と今政府が決定して多くの反対があったんですが、もう輸入が再開されてますが、この1項目の問題はどうされますか。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） この件につきましては、建設経済委員会が今月8日の日に開かれましたんですけども、そのときにもう既に新聞報道等で18日にはもう入ってくるということも含めましていろいろ議論をいたしましたんですけども、委員会ではこの原案どおり提案するという事に決まりました。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） その後に正式な委員会じゃなくて協議をしたということですか。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 建設経済常任委員会で協議をいたしまして、そのときに出ましたけども、一応この原案どおり提出しようということに決まりましたものでございます。

再開されるということはわかっては、その当時では予測はされたんですけども、やはり国に対してやはり今後こういうようなことに対しては慎重にやはり対処していただきたいというこ

とも含めまして、この原案どおり出そうということになりました。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そうすると、3回目ですからもうこれで終わりますが、はっきり言ってこの文書の修正は考えられなかったんですね。

（7番不老光幸議員「そうでございます」と呼ぶ）

ここの問題点を解消されない以上拙速な輸入再開を行わないことになっているんですが、国はもうはっきり委員会の審査中にはもう再開するというのもうずうっとアメリカに行かれてもう決められておったと。だから、ここの部分についてははよ言えばBSE対策について問題が解決されない以上ははっきり言って輸入をしないというような文書にはならなかったわけですね。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） そうでございます。

（19番武藤哲志議員「はい」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後0時07分

~~~~~

日程第26 意見書第4号 議会制度改革の早期実現に関する意見書

議長（村山弘行議員） 日程第26、意見書第4号「議会制度改革の早期実現に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

18番岡部茂夫議員。

〔18番 岡部茂夫議員 登壇〕

18番（岡部茂夫議員） 議会制度改革の早期実現に関する意見書を太宰府市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

提出者は私岡部茂夫と賛成者は山路一恵議員、武藤哲志議員、佐伯修議員、福廣和美議員、安部陽議員、清水章一議員、小柳道枝議員、渡邊美穂議員、不老光幸議員の皆さんです。

理由といたしましては、地方議会の充実強化のために議会制度の抜本的な改正を求めるためです。

では、議会制度改革の早期実現に関する意見書を朗読いたします。

国においては、現在第28次地方制度調査会において「議会のあり方に」ついて調査、審議を行っており、このような状況を踏まえ、全国市議会議長会は先に「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改正要望を提出したところである。

しかしながら、同調査会の審議動向を見ると全国市議会議長会をはじめとした3議長会の要望が十分反映されていない状況にある。本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。よって、国においては現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について今次地方制度調査会において十分審議の上、抜本的な制度改正が行われるよう強く求める。

記といたしまして、1、議会の招集権を議長に付与すること。第2、地方自治法第96条2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること。3番目として、専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務づけること。4番目、議会に附属機関の設置を可能とすること。5番目、議会の内部機関の設置を自由化すること。6、調査権、監視権を強化すること。7番目として、地方自治法第203条から「議会の議員」を除き別途「公選職」という新たな分類項目に位置づけるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するわけです。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣です。

以上のとおり皆さんのご同意をよろしくお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後0時12分

~~~~~

日程第27 議員の派遣について

議長(村山弘行議員) 日程第27、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

#### 日程第28 閉会中の継続調査申し出について

議長(村山弘行議員) 日程第28、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出があっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成17年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成17年太宰府市議会第4回定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時14分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成18年2月24日

太宰府市議会議長 村山弘行

会議録署名議員 清水章一

会議録署名議員 佐伯修